

令和 8 年

第 3 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和8年 第3回 定例・臨時委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	令和8年2月16日 午前・ <u>後</u> 2時00分		佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和8年2月16日 午前・ <u>後</u> 5時41分		
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 者		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 香遠 正浩			加藤 雄一郎
1番委員 加藤 雄一郎			後藤 まき子
2番委員 瀧川 紀子			
3番委員 岩崎 奈美			
4番委員 後藤 まき子			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
教育次長 笠井 貴弘 社会教育課 課長 鶴間 基宏 教育次長補佐 兼 学校教育課長 計良 好昭 中央図書館長 村岡 直 教育総務課 課長 齋藤 壮一 子ども若者課 課長 余湖 雅美 課長補佐 川上 忠子 総務係主任 小林 唯美 学校教育課 管理主事 野口 幸雄			
傍 聴 人	有・ <u>無</u>		
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第4号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第5号	佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第6号	佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第8号	教育委員会職員の分限処分の専決処理について	
報告事項1	学校情報について	
報告事項2	佐和田中学校大規模改修（建築）工事の変更契約について	
報告事項3	佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事の変更契約について	
報告事項4	令和8年度教育委員会の部署概要について	
協議事項1	令和8年度教育行政方針について	
報告事項5	損害賠償の報告について	
協議事項2	第三次佐渡市子ども読書活動推進計画（案）について	
議案第7号	佐渡市学校再編統合に伴う通学支援基準について	
次回会議開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ ☒ 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

香遠教育長	午後 2 時 00 分開会 それでは、ただ今から令和 8 年第 3 回佐渡市教育委員会定例会を開会します。 日程第 1「議事録署名委員の指名について」です。本定例会の署名委員は、佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、加藤委員と後藤委員の 2 名を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、日程第 2 及び日程第 3 は、「議会提案前の事項でありますので、教育委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により秘密会にしたいと思います。これに賛成する委員の挙手をお願いします。
委員全員	全員挙手
香遠教育長	全員賛成であります。よって、日程第 2 及び日程第 3 は秘密会とすることに決定いたしました。これより解除されるまでの間、秘密会とします。 【秘密会】 ・議案第 4 号「佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 計良学校教育課長が説明し、原案どおり可決された。 ・議案第 5 号「佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 齋藤教育総務課長が説明し、原案どおり可決された。 これで秘密会を解除したいと思います。ご異議ありませんか。
香遠教育長	異議なし
委員全員	全会一致であります。これで秘密会を解除します。
香遠教育長	日程第 4、議案第 6 号「佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
香遠教育長	鶴間社会教育課長
鶴間社会教育課長	はい。事前配布資料の 8 ページ、9 ページ。9 ページの方を見ていただきたいと思います。前回 12 月の教育委員会の中で、図書館、図書室の休館日の扱いについて協議させていただきました。それを踏まえまして、今回、改正するというものになります。具体的には、これまで各館で特定の曜日を休館日として設定していましたが、その日が祝日だった場合、その振替になる休館日がなかったということで、今回の改正により、もし、その休館日が祝日の場合は、その次の平日を休館にするという改正をしたいというものでございます。前回提案した時に、ちょっと若干文言は変わっております。「新」の方を見ていただきたいのですが、例えば中央図書館、月曜日ということで、その括弧書きです。「その日が祝日、法に規定する休日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日」ちょっと分かりにくい文言になりましたけど、法律的にはこのような書き方ということで、簡単に言えば、その次の平日が休館日になるという改正でございます。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。
香遠教育長	質疑なしと認めます。議案第 6 号について採決します。本案は原案どおり

委員全員 香遠教育長	決することにご異議ございませんか。 異議なし 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案どおり可決されました。 次に、日程第 5 から日程第 10 までは、個人情報に関する事項及び議会提案前の事項でありますので、教育委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により秘密会にしたいと思います。これに賛成する委員の挙手をお願いします。
委員全員 香遠教育長	全員挙手 全員一致であります。よって、日程第 5 及び日程第 10 までは秘密会とすることに決定いたしました。 【秘密会】 ・議案第 8 号「教育委員会職員の分限処分の専決処理について」 齋藤教育総務課長が説明し、原案どおり可決された。 ・報告事項 1 「学校情報について」 野口管理主事が説明する。 ・報告事項 2 「佐和田中学校大規模改修（建築）工事の変更契約について」 ・報告事項 3 「佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事の変更契約について」 報告事項 2，3 を一括して齋藤教育総務課長が説明する。 ・報告事項 4 「令和 8 年度教育委員会部署概要について」 齋藤教育総務課長、計良学校教育課長、鶴間社会教育課長、余湖子ども若者課長が説明する。 ・協議事項 1 「令和 8 年度教育行政方針について」 齋藤教育総務課長が説明する。 ・報告事項 5 「損害賠償の報告について」 計良学校教育課長が説明する。
香遠教育長 委員全員 香遠教育長 香遠教育長	これで秘密会を解除したいと思います。ご異議ありませんか。 異議なし 全会一致であります。これで秘密会を解除します。 日程第 11、協議事項 2 「第三次佐渡市子ども読書活動推進計画（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
鶴間社会教育 課長	鶴間社会教育課長 はい。資料は別冊で配らせていただいております。第三次佐渡市子ども読書活動推進計画（案）という資料になります。子どもたちの読書活動を推進するための計画を策定するという事で、今、原案ができました。この後、実際の策定に向けて教育委員会にも諮ることになりますが、まずは、原案の段階で教育委員の皆様から意見をいただきたいということで、協議事項に入れさせていただきました。詳細については村岡館長が説明いたします。
香遠教育長 村岡中央図書館 館長	村岡館長 はい。中央図書館、村岡と申します。よろしく申し上げます。ちょっと議案の説明入る前に、一つ、ご報告させていただきたいと思いますが、一昨日、

さわた図書館交流広場、オープンいたしました。大変ありがとうございました。来場者が 726 人、かなり私、驚きまして大変良かったと思います。皆様のお力添えをいただいたおかげだと思っております。また、チラシをお配りさせていただいた中で、3 月 8 日に今度は、「こどもと本との出会い」ということで、出版業界のトップの方々をご対談いただくような形で、佐渡の子ども読書の気運を醸成したいという計画にも反映したいと思いますので、委員の皆様からも、もし、お時間ありましたらご参加いただければと考えております。よろしくお願いします。それでは、ご説明させていただきたいと思っております。別冊の方の第三次子ども読書活動推進計画をご覧くださいと思います。まず、本計画につきましては、「子どもの読書活動推進に関する法律」によるもので、子どもにとって読書活動が重要であることから、地方公共団体は責務として国と連携を図り、施策の策定及び実施の責務があることが明記されており、市町村は計画策定の努力義務になりますが、記載されております。佐渡市は、今まで二次まで計画されております。2 ページ目をご覧くださいと思います。今回、新潟県の計画が、令和 7 年 3 月に第 4 次計画策定ということで改定されたものがありましたので、佐渡市の計画も、その計画を反映させるべく、改定するものでございます。また、法によりますと、地域の現状を踏まえてと書いてありますので、今回、市内の小・中・高の学校の方に読書環境のアンケートを実施させていただいて、この部分についても計画に反映させていただきました。また、計画の立案にあたっては、現場の声を反映させるべく、小・中・高の学校図書館司書、指導保育士、図書館ボランティア、図書館協議会の委員、あと図書館の職員による制定会議を開催し、計画を立案いたしました。また、その立案に対して、2 月 4 日に第 2 回図書館協議会を行いました。その委員の皆様からご意見いただいて修正したものが、今回、教育委員の皆様にご提示させていただいているものになっております。期間としては、今、令和 8 年から令和 12 年度の 5 か年ということで、対象については、0 歳からおおむね 18 歳ということで書いてあるところでございます。3 ページから 11 ページにつきましては、学校へのアンケートを含めて記載いたしました。全国学校図書館協議会が行った「学校読書調査」によりますと、不読率は小学生が 1 割未満、中学生が 2 割。高校生が 5 割ということで、年齢が上がるにつれて、本を読まなくなる傾向が読み取れます。また今回、佐渡の小・中・高のアンケートで、朝読書に取り組んでいるということが分かりました。家庭では不読率が高いですが、学校での朝読書は行われておると。小学校が 85%、中学校が 63%、高校が 60%ということで、朝読書は取り組んでおります。ただ一方で、学校によっては、朝読書の活動自体も他の時間にあてるなど、少し減少するといったところも見られます。また、7 ページをご覧くださいと思います。7 ページの上から 4 行くらいのところですが、今回アンケートの中で特筆する活動だと思った分についてご紹介させていただきます。学校での図書館の活動の中で、A L T に勧めたい絵本を英語で紹介文にする取り組みや、生徒さんが保育実習で園児に読

み聞かせ等を行っているといった学校があることをご紹介いただきました。私は生徒さんが保育園等へ行って読み聞かせをやっていることを全然知らなかったのも、今回アンケートで初めて知ったところでございます。こういった取り組みについては、多くご紹介したいなと考えているところでございます。また、今回、子どもの読書の環境把握について、図書館の施設等、事業についても整理いたしました。12 ページから 15 ページについては、公立図書館図書室を整理いたしました。16 ページから 18 ページについては、図書館による子ども読書の事業について整理いたしましたところでございます。あと、19 ページをご覧ください。19 ページにつきましては、公立図書館の登録者の数値になります。0 歳から 18 歳までの人口に対して約半数が登録されているということで、まだまだやはりこの部分については改善の余地があるのかなと考えておるところでございます。20 ページから 22 ページについては、上位計画となる県の計画概要を掲載しております。23 ページから 25 ページについては、第二次の、前回の計画の目標等達成状況についてと、その評価について記載いたしました。一定程度は目標に達成できましたが、未達成の目標もあり、今後の部分として、地域の特性を生かした読書活動の充実、各年代に応じた多様な施策の展開、保護者や教育者との意識の啓発といった事業を行うといった形で評価をさせていただいたところでございます。25 ページから 26 ページについては、課題をまとめました。課題については、読書が優先されない状況、読書時間が確保できないと分けられました。27 ページから 45 ページが本計画の政策の柱となる 3 つの部分について、上位の新潟県の計画を踏まえて柱を作りました。1 つ目の柱が、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進。2 つ目の柱が、子どもが読書に親しむ機会の提供。3 つ目の柱が、子どもの読書活動を推進する気運の醸成となります。27 ページから 36 ページ目が 1 本目の柱の、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進といった柱になります。家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、相互に連携協力した取組を進めたいということで書かせていただきました。36 ページから 41 ページ目が柱 2 本目になります。子どもが読書に親しむ機会の提供ということになります。年齢が進むにつれて、子どもの読書離れが進む傾向があることが分かっておりますので、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける機会の提供や施設の充実に努めたいと考えております。この部分で、今回やはり、さわた図書館というのが一つ、気運の醸成、環境整備の柱になっていると考えておりますので、そういったところで、この計画のところの中でも、さわた図書館と子育て交流広場ということで書かせていただいたところでございます。41 ページから 44 ページ目が、3 つ目の柱、子どもの読書活動を推進する気運の醸成になります。読書活動の意義や重要性について広く関心と理解を深め、各種事業を通じた周知啓発はもとより、社会全体で子どもの読書活動を推進する気運を醸成します。これについては、さわた図書館について、気運を醸成したいということで、チラシにも紹介させていただいた部分として、子どもにとって本との出会い

香遠教育長	というのは一体どういうものかということ、より多くの方から考えていただくきっかけにしたいと考えております。46 ページをご覧ください。45 ページですね。すみません。こちらについては、第三次の目標数値ということで、書かせていただいたところです。下の表のカテゴリー部分が柱の部分 1、2、3 のところになります。設定するにあたって条件となる部分として、人口推移といったところも加味した形で考えさせていただきました。今、あの、だいたい年間 1,000 人ずつ、佐渡の人口減っておりますので、あまり高い目標を設定しすぎてもやはり難しいということもあるので、そういった中で、ある程度抑えた数値にさせていただいたつもりでございます。また、二次計画の実績も踏まえた形での三次目標としました。3 番目がこの柱の 3 つのところということで、柱、1 つ目のところのカテゴリー、家庭・地域・保育園・学校、その次の図書館の部分の読書の推進については、柱 1。柱 2 が子どもが読書に親しむ機会の提供ということが柱 2 になります。柱 3 番目が気運の醸成ということで、柱 3 ということで、指標を見て書かせていただいたところでございます。雑駁な説明ですが、事務局からの説明は以上になります。 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。 瀧川委員
瀧川委員	はい。ご説明ありがとうございました。私の方で一つ、数字のことで確認させてください。4 ページのところに小学校の児童数が 1,813 名、中学校の方が 1,067 名ってなっていますが、この中に支援学校の人数と、中等の中学生の人数が入っていません。結局、これ、国のいつでもどこでも誰でも読書できる環境づくりから始まる数字で、そこにやはり人数、数字で表すのであれば、小学校 22 校と中学校 12 校の数字ではなくて、支援学校は令和 6 年ですと、小学部 28 名、中学部 24 名という数字が出ています。令和 7 年度であれば 7 年度の数に統一して、やはりこの数字が足されるべきだと思います。中等に関しては、確か 63 名、中学生はプラスされると思います。家庭科評価コンクールでちょっと数字を出したばかりなので、その辺、把握しているものですから、それを全て入れていただいた数字に変更していただければと思います。はい、以上でございます。
村岡中央図書館長 香遠教育長 加藤委員	はい。ありがとうございます。 他いかがですか。加藤委員。 お願いします。これだけのものをまとめるのは大変だったと思います。私、これ読ませていただいて、子どもたちに読書活動をどんどん喜んで図書館活用してもらいたいとか、本に親しんでもらいたいっていうのをひしひしと読みながら感じました。非常に意欲を持って作ってらっしゃるというのが最初の感想です。はい。それで、さっと読んだ時に感じたのが、内容的にダブって何回も出てきていて、例えば学校数だとか、子どもの数だとか、アンケートの結果とか。なので、もうちょっとすっきりするのかなとちょっと感じました。例えば具体的には、36 ページ下から 5 行目、高等学校の図書

香遠教育長 瀧川委員	館蔵書数が載っていたり、図書委員どうのこうのって書いてありますけど、これと似たのが 33 ページと 7 ページも載っていて、意図的に繰り返し出すことはありますけど。出さなくてもいいかなってというのはちょこちょこあったりとか。あと、目次で言うと、第 2 章のところで、一応課題等も挙げています。学校もそうですし、読書環境・活動の課題で、今度 3 章に入った時にも、また現状と課題があって、そこはやはり、かなりダブっているの、いらな いか、もし足りない部分は入れてもいいのかなと思ったり、全部消さなくてもいいのかもしれないですけど、なんかこうダブっている印象がちょっとあったので、でも意欲はすごく感じます。以上です。 ありがとうございました。 瀧川委員 はい。すみません。私、14 日は多分混むと思って、15 日にちょっと行ってきました。駐車場の数もあって、子育て世代の人よりは随分、大きい子どもがいるもので、大学生と 25 歳の息子と、主人と私で行ってきました。それで今回これを見て、あ、本当にそうだな。スマホとか、そういったことに全部奪われてしまうからと思ったら、ちょうど笹沼颯太さんの「ヨンデミー」っていう、これ、カウンターのこっち側にこう本を読ませたい、いろいろ読み聞かせとか、そういうところの本の上の紹介のところに載っていたので、昨日全部 1 冊読んでまとめてみました。そしたらここで佐渡市が課題として いることが、笹沼さんがヨンデミーを立ち上げて、東京大学の経済学部に行って家庭教師をやっている時に、「うち子の本が嫌いなんだよ。」って言われて、その相談から起業したって方で、23 年度にこの本を出したばかりです。ここにヒントが結構隠されているなと思って。佐渡市の家庭での読み聞かせとか、学校での読み聞かせで 90、多分 7%か結構高い数値が出ていると思いますが、94%ですって。全国的に。ところが、小学校に入って、学校帰宅時間から寝るまでのだいたい 5、6 時間中に動画視聴もしくは、SNS 関係で費やす時間が 3.5 時間あるんだけど、本を読まない幼児期にせっき読みかせ、ブックスタートとか佐渡市もやっているけれども、なかなか一人読みへの移行が上手くいかない。そのヒントがこの本に隠されていて、多分やろうとしている取組にあるなと。アメリカでリーディング・ワークショップっていう取組が 40 年続いていて、ナンシー・アトウェル氏が 40 年にわたってやってお りまして、それは教育界のノーベル賞と言われる取組らしいんですけど、2015 年に賞をいただいています。グローバル・ティーチャー賞っていうのを受賞されているんですけど、やはり移行する時に 1 日に 30 分読書が続けられると、将来、読書好きなままで行くんですね。だから、ちょうどその小学生の移行時期に本を読む。本当に好き嫌いランダムでいいんですって。それで、その中でヨンデミーさんが出しているのに、これ私、家庭でも学校でもできるなと思ったのが、図書カードの、だいたい日にち書いてあって、NO. 1 の 1 冊目読みました。日にち書いてタイトル書いてあって、それにだいたい返却日のスタンプを押してもらえるような、各学校あると思うんですけど、
--------------------------	--

それは読んだから返すみたいな形ですけど、ヨンデミーさんの取組の中で、つまみ食いの読書とか表紙だけ見てもいいってことで、とにかく本に触れて、タイトル書いて、そこに評価で○とか×とか、つまんなかったとか、開いたら面白くなかった。とにかく何でもいいから、とにかく本に触れたことを書くんですって。それが、褒めてもらうきっかけ。結局、認めてもらうきっかけ。それをどんどん挙げていくんですって。その記録は、多分、佐渡市の取組でもできるなと思って、こういうカードの使い方もあるんだなと、いいなと思って、ちょっとメモさせてもらいました。大人も先生も本を読んでちゃんと感想だけを褒めるだけじゃなくて、こんなのあったな、これは面白くなかった。逆にその子はいろいろな本のタイトルを書いて、僕こういう傾向だって知るきっかけになるので、これは誰でもできるな。まずは楽しく、そしてたくさん幅広く本を手にとってみるという機会を増やす。ここにいろいろ政策、書いてあったんだけど、これは簡単にできそうだなあなんて思っ
て見ておりました。あとは、両津図書館に行ったら、ぬいぐるみのお泊りとかっていう、そういう全国でやられているイベントをやってあって。昨日、大学生の息子と行ったら、こんなにゆったりとした環境だと、よく博物館でお泊り会とかってよくいろいろやっているけど、さわた図書館って親子でデジタルデトックスで泊まれるんじゃないかなって、寝袋持ってとかって。なんか人数制限のイベントとかで、でもなかなか泊まるっていうとハードルが高いから、ちょっとネット検索して見たら、やはりラジオ番組の取組で、泊まった例があったんですよ。なんとかラジオっていうので。それ1件だけしかヒットしなかったんですよ。やはりなかなかちょっと問題があるなと思って。でも、例えば半日とか6時間とか拘束して、その間の緊急連絡は、さわた図書館に電話でかけてもらって、お父さんもお母さんもとにかく誰でもいいんだけど、保護者も携帯を見ない。子どもも見ない。それで、その6時間、自分好き探しをしようってことで、最後に発表するみたいな形で、親子イベントってことで、どうしても小さい子向けのイベントはあるんだけど、その一番、本離れをする。中学年とか高学年ぐらい、小学生が親子でそういう体験をできるって、さわた図書館だったら、なんか可能かなと思って。親子イベントとか、その地域イベントとか、家庭イベントの中で取り上げてみるといいなと思って。すみませんね。この政策と関係ないんだけど、私これ読んで、あ、こうしたいんだな。こういう取組み考えられたいんだな。家庭で読む機会増やしたいんだなと思ったら、お金をかけずに簡単にできそうなものを、ちょっと昨日、大学生の息子とか。あとこの本を参考にして、ああ、こういうのがいいなと思って。すみません。感想と意見になりますが、はい、その2つと。やはりデジタルデトックスを強引に親子の体験の中で、それで子どもばかりじゃなくて、大人も、趣味がない大人が多いですよ。コスパ、タイパで簡単にスマホとかで娯楽を解消している時代なので、本当に図書館の限られた環境の中で自分探して、大人も子どもも発表の場があるのがちょっと、もしかしたら一つのきっかけ作りになるかなと思いました。以上です。

村岡中央図書館長 香遠教育長 岩崎委員 香遠教育長 岩崎委員	ありがとうございます。 ありがとうございます。 いいですか。すみません。 はい。岩崎委員 すみません。瀧川委員から素晴らしいお話を聞いた後で、ちょっと提案するのもなんですけれども、中高生の読書離れっていうのがありますよね。これって、どうしてもスマートフォンとかY o u T u b e から離れないっていうのは、もうどうにもできないと思うんですよね。それを逆手にとって、もうどんどん逆にそのさわた図書館が起爆剤になって、とにかくどんどん発信する。なんかもう来ればすごく楽しいですよとか、自習室充実していますよとか、なんかそういうのをどんどん発信すれば響くのではないかと。こういう本もありますよとか。そういう使い方ってやはりSNS強いと思うので、ぜひ活用していただきたいなと思います。
村岡中央図書館長 香遠教育長 岩崎委員 香遠教育長 村岡中央図書館長	ありがとうございます。 学習室の宣伝もぜひ、一緒にしていただきたいと思います。 そうですね。 どうぞ使ってくださいって。 28席、各テーブルにライトとコンセントがついております。本当はかなり充実した学習室になっていると思いますし、また委員の方から、ご意見いただいた、中高生のご意見を聞くようなアンケートを置くという形の部分についても、特に配置して提示しておくような形を準備。すぐ対応できるかどうか、ちょっとあれですけども、そういった形で準備する予定で進めております。
香遠教育長 瀧川委員	瀧川委員 すみません。一つ、メモしていただきたいなと思ったのが、そのヨンデミ一代表の方が言われているのに、高学年の読書によって身につく4つの力っていうので、やはり1番、学びに向かう力。2番、言葉を使いこなす力。3番、EQ心の知能指数を高める力。4番、人の考えを取り入れて自分を変える力。って言われて、東大の経済学部卒業されている人で、やはり読書されている人が生涯、年収じゃないけど稼ぐ力は結局対人で、ネットでの情報は一方的に欲しいものをつかむだけなので、本だと人の考えを取り入れて、自分の考えに噛み下す力が伸びるんです。だから、本を読む人の力は人の考えを否定しなくて、受け入れる力がある。だから、起業家とかそういう人たちは、ネットでいろいろ情報を検索するのは、それができないんですって。一方的に欲しいものを掴んでいる。そこが大きく違うんだって、私もこれ読んで、あ、なるほどと。だから中学生、高校生、本読んでいたら将来稼げる人間になれるんだ。本当にちょっと良いあれだな。やはり東大生がヨンデミ一立ち上げて、成功例が出ているんだなって。ちょっと結びついたので、高学

香遠教育長 加藤委員	年とか中・高校生に知ってほしいなと思って。すみません。はい、メモしました。 はい。加藤委員 いいですか。ちょっと細かいところで申し訳ないですけど、今年度の春、4月に佐渡市立図書館ビジョンということで、この教育委員会にも資料いただいて、すごく一生懸命に頑張っているなというのを感じていたんです。この佐渡市立図書館ビジョンの実施計画というのは、これ、ネットとか、どこか見ると載っていますか。
村岡中央図書館長 加藤委員	図書館協議会の資料としては載っているかもしれませんが、佐渡市のオフィシャルな計画としては出てないかもしれないです。 なるほど。もし、どこかに載っているのであれば、このビジョンも立派なものというか、いろいろ反省、評価してやっていたので。この子ども読書活動推進計画の初めのところにも、こういうビジョンに基づいてとか、こっちは子ども向けですけど、まあ、その大きくは佐渡市の図書館ビジョンに基づいてとかっていう文言が入ってもいいのかなとちょっと思ったので。ただ、そうするとそれってどこにあるのみたいになるかもしれない。まあ、そこはお任せします。これ1点目です。それから2点目ですけど、これは私だけかもしれないけど、2ページの1番下の計画の対象って書いてあって、0歳から18歳の計画ですよってということだけど、これ親にも関係するし、いろいろ関係するので、子ども計画だから、いいのかもしれない。例えば、この計画でいう子どもは、そこに載っている0歳から18歳を対象とし、子どもの読書環境、読書活動推進に関わる全ての方が対象ですみたいな。それ必要はないのかもしれないけど、なんかこの計画の対象、18歳まで、じゃあ大人は関係ないのかみたいな感じだったので。特に関係ないか。
村岡中央図書館長 加藤委員	この活動は、もう県計画がこのような書きぶりにしていますけども。委員がおっしゃるところが最も話が合うかとは思いますが。 家庭や地域も大事だって言ってますからね。
村岡中央図書館長	そうですね。子どもだけで、読書推進ができるわけではなく、やはり小さい子であれば、保護者の親御さんが登録して、読み聞かせしなければっていうことになるかと思いますので。
加藤委員 瀧川委員	まあ、例えばですけど。はい。 同じことです。27ページに、いろいろ家庭内での読書や親子読書とかって、項目あがっていて。やはり家庭での読書の意義とかっていうことを推奨しているから。全ての方っていう方が、私もそれ賛成だと思います。
香遠教育長	できればそのように替えていただきたいという意見ということで、受け止めてください。
村岡中央図書館長 香遠教育長 香遠教育長	ありがとうございます。 他ありますか。 他にはないようなので、以上で、協議事項2を終了いたします。村岡館長、

委員全員	ありがとうございました。
瀧川委員	ありがとうございました。
村岡中央図書館長	すみません。初日の人数もう 1 回教えてもらっていいですか。
瀧川委員	726 人です。
村岡中央図書館長	726。726 すごいですね。
瀧川委員	多分、2 回行って、それで 3 回目行こうっていう方で被ってくると思うんですけど。
村岡中央図書館長	被っていたとしてもね。それだけ興味を持って動いていただけたってことですよね。
瀧川委員	多くお越しいただきました。
香遠教育長	カウンターの方は、本当に忙しいと。述べられていたので。
齋藤教育総務課長	そうですか。
	すごい注目されたってことでチャンスですね。ありがとうございました。
	ありがとうございました。
	日程第 12、議案第 7 号「佐渡市学校再編統合に伴う通学支援基準について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。齋藤教育総務課長
	はい、それでは、よろしくお願いいたします。資料につきましては、二つございます。一つは、事前にお配りしてあります、議案第 7 号の「佐渡市学校再編統合に伴う通学支援基準について」でございます。もう一つは、今日お配りしてあります、25 ページからでしょうかね。「遠距離通学支援の基準について」ということで、ちょっと資料をまとめさせていただいております。今回、学校再編に伴う、すみません。これ、まだ委員会の中でも遠距離通学支援について、協議をいただいておりますけれども、今回、学校再編に伴う遠距離通学支援について、制定していただきたいというのが今回の趣旨でございます。ただ、その前に、今一度、この後の遠距離通学の基準という中で、その距離見直しをさせていただきたいということで、今回、改めて本日お配りした資料をお配りさせていただいたところです。まずはその前段の議論ということで、今日お配りした資料の説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本日お配りしてあります。資料の 25 ページからということで、よろしくお願いいたします。まずは、現状の確認ということで現状の遠距離通学の支援ということになりますけれども、原則として、4 km 以上の小学生、6 km 以上の中学生の通学距離に対して、公共交通機関の定期券の支給と、それからスクールバス運行、それはどちらも市の負担で行っております。その両方がないところは補助金の支給をしているというところで行っております。夏季・冬季につきましては、夏季休業の前後 1 か月、それから 12 月と 12 月から今月末までが 2 km 以上の小学生、3 km 以上の中学生に対して、先ほどと同じように路線バスの定期券、スクー

ルバスの運行から補助金の対象としているということになっております。ただ、今、特別な事情も踏まえて、遠距離通学の距離に満たない場合であっても、現状支援している地域はあるということは、これまでもご説明させていただいたところでございます。では、なぜ4 km以上の対象としているのかというところになりますけれども、今回、小学生に的を絞らせていただいて、ご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、国の方では、適正な学校規模の条件ということで、それがまあ通学距離が4 km以内と、ということとされております。中学生は6 km以内ということで、その国の基準を踏まえて、4 km以上の通学距離となる場合は、通学支援を行うこととしているというところでございます。その資料の下の方には、その根拠法令を書かせていただいております。小学生は、おおむね4 km以内、中学生は、6 km以内が適正な学校の規模ということで書かれております。通学距離に関する課題ということで、やはり考えてみますと、低学年が4 kmを歩くのはこのご時世、遠いのではないかとというところが一つ。それから今、夏場になりますと、かなり猛暑、酷暑というところで、そこを歩く体の負担も大きいと。冬場は、まあやっぱり日が短くなって、朝晩、暗いということもあって、行き帰りちょっと危険ではないかということも含めて、身体的な負担、それから夜道暗くなるというところで、防犯面の懸念が今高まってきているのではないかなと思います。今後も小学校の再編統合、近々で言うと、もう行谷小学校、新穂小学校の統合が迫っておりますけれども、2 kmから4 kmの通学になる児童の増加が、学校の統合によって見込まれる可能性があります。過去の再編統合を見る中で、やはり統合を円滑に進めようと、当初から教育委員会の方でスクールバス出しますということで、統合を進めてきたという事例もありまして、遠距離通学、先ほどの4 kmに満たない場合であっても、支援をしているという現状がございます。ここからが本題になるんですけれども、その課題を踏まえて、小学生の通学支援の基準を、以下のとおり、検討していただけないかということでございます。これまでは、ご説明させていただいたとおり、片道の距離が4 km以上の小学生というものを、3 kmがいいのか、2 kmがいいのかというところをご検討いただきたいなと思っております。じゃあ、なぜ3 km、また2 kmに緩和していくのかというところを考えていく中で、これ文科省の公立小学校・中学校の適正規模の適正配置に関する手引きというのが、平成27年に出されております。これまで4 km以内が妥当とされている一方で、通学時間についても考慮する必要があるということも書かれております。中には、その通年の遠距離通学の支援対象になっていない児童の方が、自費で定期券を購入しているという事例も今ございます。その理由とすると、やはり距離には満たないけれども、ちょっと距離が長いのかなという親御さんが判断されたというところと、2 km未満であっても、山道を帰っていくというところで、それを心配されて購入されているという方もいらっしゃるというところがございます。実は、この年末に入りまして、島内の公共交通機関の方から、運転手不足で路線バスを減

瀧川委員	便したいという話もいただいております、登下校にこの路線バスが利用できない現状がこの後生じてくるという現状に直面しているところでございます。手引きでは、通学時間、おおむね1時間以内ということとされておりますけれども、移動のバスとすると1時間上限、それから徒歩の場合だと、おおむね30分から1時間ぐらいを上限とするということも考えられるのかなと考えております。その他、やはり小学生集団登校となりますと、低学年と高学年の体格、体力の差ではなかなか、同じ距離を一緒になって歩くというのは、やはり低学年の子どもたちにとっては大きな負担なのかなということも考えていかなければいけないと思っております。徒歩通学の時間を仮に1時間とした場合、分速50mとなり、約4kmで1時間20分。3kmですと約1時間。2kmですと約40分ということで、そのあたりをその時間を考慮いたしまして、2km又は3kmのあたりで距離の緩和をご検討いただいて、それが新たな佐渡市の遠距離通学支援の基準の距離という統一した基準で、この後、全島を見直していきたい今考えているところです。参考までにですが、今現在、佐渡市立の小学生の遠距離通学支援の対象者数を見ていきますと、全体数だいたい650人おりまして、4km以上の小学生が262人。これが通常通年で遠距離通学の対象者というところであります。それから夏季・冬季の部分が2kmから4km未満の方もいますし、これまでの説明の中でも、実際遠距離通学の支援対象になっている。いろんな事情で遠距離通学の支援の対象になっている人もいますけれども、3kmから4km未満の子が128。2km以上から3km未満の子から243人。まあ2km未満の子も対象になっている子もいますけれども、それが18人ぐらいということで、かなりこの2kmから4kmの間の中でも、もう児童数があるのかなと思うところが見えてくるのかなと思っています。予算のイメージをしていただくと、スクールバスの運行の場合、今の運行のところに空きがあれば、乗っていただく形になるので、予算的には増えないのかなと。新しいバスを買わなきゃいけないということになりますと、そのまた増えていきますけれども、空いているスペースに乗るということであれば、その分は距離を緩和しても、特に予算上は増えていかないのかなと考えております。定期券購入は、やはりその分増えますし、補助金も対象者が増えれば、その分、金額が増えるということで、考えていただければと思っております。それを踏まえて、今回、新たな遠距離通学支援の基準が制定されるまでの間の、暫定的措置として、今回、議案として、佐渡市学校再編統合に伴う遠距離通学支援の基準を制定させていただきたいというものでございます。先にお送りしてあります。資料の11ページをご覧くださいと思います。議案の内容でございます。議案第7号「佐渡市学校再編統合に伴う通学支援の基準について」ということで、大まかな内容をご説明させていただきます。学校再編統合に伴い、通学先が変更になる学校の児童及び生徒の通学支援の基準について示すものです。先ほど申し上げましたとおり、学校再編統合に伴って・・・。 これと同じですか。
-------------	---

齋藤教育総務課長 瀧川委員 齋藤教育総務課長 齋藤教育総務課長	違います。先にお配りしてあります。事前にお配りしてあります資料の 11 ページ。 これだ。ありました。すみません。 12 ページ以降が条文になります。 学校再編に伴いまして、通学先が変更となる学校の児童生徒の通学支援の基準について定めるものです。今回の再編統合に伴っての通学支援基準としては、小学生が 2 k m 以上、中学生が 3 k m 以上を対象としますよということです。その次の 2 項ですけども、次に掲げる地域の事情と該当し、配慮が必要な場合ということで、教育委員会が指定する場所まで集まって乗ってくださいねというものを設けておけると、それから同じ地域の中で徒歩とバスに乗る子が分かれてしまうのは、配慮がいるのではないかとということで設けてあります。あとはやはり通学上、安全がちょっと、距離が遠くなることで、徒歩が難しいなというところが挙げさせていただいております。遠距離通学支援の内容とすると、定期券の交付かスクールバスの運行ということで、この基準が新たな遠距離通学支援の基準が制定されるまでの間、この基準を運用したいということで、今回、提案させていただくものです。ちょっと長くなりましたが、説明は以上となります。
香遠教育長	はい。議案第 7 号というのは、この 11 ページ、12 ページ、13 ページの学校再編に伴う通学支援基準についてであります。その前提と言いますか、将来的には、統合関係なく、佐渡全体の基準として、今まで小学生 4 k m っていうのを短く見直す方向。将来的にはそういうことを見越した上でということであります。まずは小学校 4 k m という、通学距離基準について意見をお伺いしたいと思います。例として、両津小学校から 4 k m ってどこまで行くか、本線で言うと、秋津のあのびんじろう坂登った、佐渡空港入る空港入り口っていう信号があって、三国コカ・コーラの会社があります。そこがちょうど 4 k m です。ここから 4 k m 歩くとそこまでです。だから秋津の子どもたち、両津小学校区だとすれば、歩くことになっているんですね。でも佐渡の大人が、両津小学校というか、佐渡汽船降りました。秋津のあの空港入り口まで歩いている大人がいるかといえませんが。国の基準が 4 k m って言いますが、佐渡はもう、かねてより車社会になっていて、もう 4 k m なんて歩いている大人はいないと思います。大人が歩かないのに、小学生低学年も含めて歩けっていうのは、これはないんじゃないかなって思うんですが。
瀧川委員	瀧川委員 今その例を知って、私の方は 2 k m ですけど、今もやはり気候のことと、タブレットが入って、ランドセルの教科書も立派になりすぎて、どんどん重くなっていて、それに水筒も持ってってことですよね。本当にあれで歩くってことは、健康害するような危険な行為に当たるのではないかと思いますので、それはやはり今の時代には合っていない。見直さなければいけないっていうのと。あとやはり大勢で集団登校しながら安全の中で歩くよりも、今は登

齋藤教育総務課長 瀧川委員 香遠教育長 瀧川委員	校班も少人数になってきているので、もし具合が悪くなったり、助け合いが必要な場合になったりしても、人数が少なくて子どもだけ解決できない問題も多くあると思うので、この見直しは必要だと思います。学校統合するにあたって、その前にこういうのが出ているんですけど、以前の相談のお話の時には、だいたい年度を決めて、これができるまでということ。逆に今、集団登校4kmぐらいでされている人たちの統合になる受け入れ側の学校はそのままの対応で行って、ゆくゆくはこっちの方に持っていくってことの説明ですか。 そうです。 なるほど。ありがとうございます。それを聞いた上で一ついいですか。続けてください。 はい。あの実を言いますと、バスの定期券を無料で配布してもらっても、タダだから貰うものは貰っているけど、結局のところ車で送ってしまっている保護者も実際、多いんですよ。これで対象枠を広げると、本当に財政的に無駄。車で送っている保護者もいますので、必ず定期券をもらうかどうか、皆さんの大切なお金を使つての無料なので、使う方に必ず理解してもらって。それは具合が悪かったり、すごい猛吹雪だったり、もう雷なって、バス停に立たしておれんっていうのは別だけれども。もう貰っているのに、車で送った方がバス停まで行くぐらいだったら早いっていう考え方で、使わない保護者もいらっしゃるんですよ。欲しくて、欲しくてたまらない人もいるのに、貰っても無料だから使わないところもある。だから、使用するにあたって、使用の条件の中に無料配布になるんですが、使ってみて、終わった後のアンケートでもいいですよ。結局使わなかったってことで、じゃあいるかいらないかってね、書いてもらうような、そういった枠も必要なのかなと思って、全員対象に無料に配布して、あとは、ご自由にどうぞっていうのでは、ちょっと人数的に収まらなくなってくるのではないかなと。私、10年前にバスに乗れる2kmの地域にいたんですけど。半分利用しなくて、車で行っていた人も知っています。タダだから貰っていた保護者も知っています。だからその辺もったいないことをしているなあ。1万円以上なのになあ定期券と思いながら。今、もっとバス代上がっていると思います。その辺やはり意思確認しながら、来年の申請は、必要あるかないかって確認しながら、配布していくような、そういった必要なのかなと思って聞いておりました。以上です
香遠教育長 齋藤教育総務課長	他に距離基準につきましていかがですか。 はい。今のところ、今おっしゃられたとおり、現状、定期券を交付していても、路線バスで行かない子どもたちもいますので、まあそこは実際に使わないということが明らかで、そのように申し出していただければ、そのような対策も考えられる。
瀧川委員	希望があるかないかでね。本当に使わない方いらしたらお金、万単位で変わってくるので。

香遠教育長 岩崎委員	岩崎委員 すみません。書いてあった文章の中で、遠距離通学の支援対象にならない児童で、自費で定期券を購入しているっていう、明らかに赤泊の子どもでいるんですけども、実際、その土地と地域柄、いろいろ格差はあると思うんですね、この2 km以上、4 km未満っていうのは。なので、この30 ページにも書いてあるように、路線バス、実際、減便されるっていう話がもう切実に迫ってきて、今まで自費で購入、定期券購入されていた方っていうのは、やはり親御さんも通学が心配で自分でお金を出しているわけですし。だからこういう子どもたちは、できれば特別として対応していただければと思いますし、あとはそうですね、4 km以内、やはり小学生にはちょっと歩くにはちょっときつい距離かなって私も感じています。あとはその再編統合で、支援っていう部分も、やはり対象にならない学校の生徒さんとか保護者の方にもちゃんと説明をしていただければと思います。
香遠教育長 加藤委員	他ご意見ございませんか。加藤委員 遠距離通学支援の基準は基準として、今、4 kmを2 kmに、小学校はしたいというのが原案にあって、尚且つ、再編統合に伴うものについては、独自に第2条の2の項目が付いているっていうことですね。それがこれ、その再編統合じゃないものについては、この2条の2項が付いてないっていうことです。その違いですよ。私、今の状況を見ると2 kmでもかなっていう気はするんですけど。2段階の方がすっきりするのかな。一つ基準はこうなっています。統廃合については、この統廃合の基準に従ってやります。なんでそんなことを言うかという、通学基準はこれですと。これですというのは統廃合の入ってない状態で。ただし、統廃合に伴うのは、この2条の2項って、もうそこで入れてしまっ、一つのものにしてしまうっていう。
齋藤教育総務 課長 加藤委員	今、おっしゃられているのは、元の遠距離通学支援の基準の中に、この今回の学校統合の遠距離通学支援を溶け込ましてということ。 この場合は、これが適用されます。これができますみたいな。この方がすっきりするかもしれない。ただ表現ですね。
齋藤教育総務 課長	今回、説明させていただいたんですが、新しくその4 kmを2 kmにするのか、3 kmにするのかっていうところも含めて、新しい基準を作った時には、今回提案するものはそこでもう終わりですよという考えを今持ちながら、今お話をさせていただいているところなんですけども。
笠井教育次長	実際の課題感としまして、現在の4 km、6 km、夏・冬の2 km、3 kmの遠距離通学の基本的な考え方がございます。その中で、過去の学校統合に伴って2 km、3 kmを支援対象として認めていいよとは書いてありません。もしそれが認められるとすれば、市長が特殊事情として認める場合は、市長決裁を取って了承を得られれば、支援対象として認められることはあり得ますが、そういう手続きをしてこないまま現在に至っています。前回ご説明した2 kmが1. 何キロで認めている場合もありますし、今の暑さ寒さで本当に3 km、4 km歩いて登下校しているのかという課題感もあります。ま

	ず、目の前にある行谷小学校の統合をスムーズに進めるために、暫定的な基準を設けさせていただきましたが、できるだけ早く教育委員会の中で、現状や課題を改めて見ていただきながら、2 kmがいいか3 kmがいいかも含めて議論を重ねて、最終的に今ある基準を廃止して、佐渡市統一の基準を制定していきたいなと思っております。本当は来年度中までに見直すことができればいいのですが、ヒアリングなのか、学校との調整、保護者の調整とか、時間を要する場合もあるかもしれませんので、いつまでにとはちょっと言いづらい状態ではありますが、本当にできるだけ早いうちに統一基準を設けて、必要な予算についても市長と意見交換をしながら設定していければよいと思っております。
加藤委員	まあ、そういう意味での統廃合の段階的な部分で、統廃合に伴うものをまずあげます。
笠井教育次長	中学校はまだ近くに迫っている統合がないものですから、あえて急いで決める必要はないですが、小学校だけのことを言っていると、中学校はどうかという側面もあるので、今夏・冬の支援の2 km・3 kmを目安にさせていただいて、中学校も視野に入れた状態にしております。
加藤委員	これが、統廃合の基準が出れば、多分大元の、それも多分ずっと、多少ヒアリングするにしても、方向としてはもう見えて短くなるわけだから、できそうな気がしますよね。
香遠教育長	では、近い将来、4 kmの基準をこの3 kmにするのか、2 kmにするか、それはまた、この後、私たちで、委員の皆さんのこの定例会で議論することとし、本日のこの定例会では、この議案第7号について、新たな通学支援の基準が制定されるまでの間、この基準で行くということで、よろしいかどうか。ご異議がないかお尋ねをします。
岩崎委員	いいですか。
香遠教育長	どうぞ。
岩崎委員	あの、もう1回言いますけど、これ、本当に、対象にならない学区の保護者の方とかには、ぜひちゃんと説明をした上であれば、私はオッケーだと思います。はい。
香遠教育長	課長、今の件について、現時点でどこまでお答えできるか。
齋藤教育総務課長	今年度っていうのは、おそらく難しいのかなと思うんですが、この新たな基準が制定されるまでの間を詰めていく段階の中で、対象になるところ、ならないところもあるかと思えますけども、そこは説明をしていきたいと思っています
香遠教育長	では、議案第7号について採決してよろしいでしょうか。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。以上で、こんな時間になりましたけど、この本日の案件については全て終了しました。

香遠教育長	日程第 13「次回会議の開催日について」、事務局の説明を求めます。
香遠教育長	【次回の会議は、3 月 18 日（水）に定例会を開催したい旨を説明した。】 以上で令和 8 年第 3 回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。 午後 5 時 41 分終了